

教 県 第 1 5 4 2 - 2 号
令 和 6 年 1 月 4 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

ボランティア休暇の取得日数の特例について（通知）

このたびの令和6年能登半島地震による被災地での生活関連物資の配布その他の支援活動につきましては、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第12条第1項第25号に規定するボランティア休暇の対象となりますので、貴管内小中学校等の県費負担教職員への周知をお願いします。

また、ボランティア休暇の取得日数の特例について、下記のとおり定めましたので、事務の取扱いを適切に処理するようお願いします。

なお、ボランティア休暇の承認に当たっては、別紙を踏まえた上で、当該職員に受け入れ先の状況を確認させるなど、十分な準備を行うよう指導をお願いします。

記

1 概要

規則第12条第1項第25号の特別休暇（ボランティア休暇）の日数は、原則一の年において5日の範囲内であるが、「令和6年能登半島地震により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動に参加する場合」については一の年において10日の範囲内とする。

2 実施期間

令和6年1月4日から令和6年12月31日まで

担 当：県立学校人事課学事担当
電 話：048-830-6735

別紙

ボランティア休暇の承認に当たっての留意事項

1 対象とする活動

学校職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで行う社会に貢献する活動で、規則第12条第1項第25号のイからホに掲げるもの（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）

【規則第12条第1項第25号】

- イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって県教育委員会が人事委員会と協議して定めるものにおける活動
- ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動
- ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次に掲げる活動
 - (1) 個人又は法人その他の団体から提供可能な食料その他物資を集める活動
 - (2) (1)の規定により集めた食料その他物資を生活困窮者や社会福祉施設等に配布する活動を行う団体が行う当該活動
 - (3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体（県教育委員会が定める団体に限る。）が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動
- ホ イからニまでに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

2 期間、取得単位

1の年において5日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、10日）の範囲内の期間
半日単位の分割取得可

3 給 与

有給（特別休暇）

4 手 続

休暇願の提出と同時に、活動期間、活動場所、活動内容を明らかにするボランティア活動計画書を校長に提出する。

承認の決裁後、各市町村教育委員会教育長に、ボランティア活動計画書の写しを提出すること。

5 その他

ボランティア休暇は、1暦年に5日（又は10日）の範囲内で付与されるものであるため、毎年の1月1日から12月31日までの間に5日（又は10日）の範囲内で取得できる。